

阿賀野市規則第40号

阿賀野市水道事業管理者事務委任規則の一部を改正する規則

阿賀野市水道事業管理者事務委任規則（平成23年阿賀野市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次のとおり」を「阿賀野市下水道条例（平成16年阿賀野市条例第175号）に規定する公共下水道の使用料の徴収に関すること」に改め、第1号及び第2号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の阿賀野市水道事業管理者事務委任規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。